3　新規則第二条第百二十五号、第百二十六号、第百八十二号、第百八十三号、第二百二十八号及び第二百二十九号の規定並びに様式第二（記載要領第四号の表中小企業者等である連結法人の法人税率の特例の項、中小連結法人等の貸倒引当金の特例の項及び特定の医療法人である連結親法人の法人税率の特例の項に係る部分に限る。）による適用額明細書は、連結法人の連結親法人事業年度（法人税法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度をいう。以下この項において同じ。）が施行日以後に開始する連結事業年度に係る法人税の申告について適用し、連結法人の連結親法人事業年度が施行日前に開始した連結事業年度に係る法人税の申告については、なお従前の例による。

4　経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第百十四号。次項において「平成二十三年十二月改正法」という。）附則第六十三条第一項の規定の適用がある場合における新規則第二条の規定の適用については、同条第三号、第六号、第七号及び第九号から第十二号までの規定中「措置法第四十二条の十三第一項」とあるのは、「平成二十三年十二月改正法附則第六十三条第一項の規定により読み替えられた措置法第四十二条の十三第一項」とする。

5　平成二十三年十二月改正法附則第八十条第一項の規定の適用がある場合における新規則第二条の規定の適用については、同条第百二十七号、第百三十号、第百三十一号及び第百三十三号から第百三十六号までの規定中「措置法第六十八条の十五の三第一項」とあるのは、「平成二十三年十二月改正法附則第八十条第一項の規定により読み替えられた措置法第六十八条の十五の三第一項」とする。

第三条　租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成二十三年財務省令第三十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第百十九号を同条第百七十号とし、同号の次に二号を加える改正規定中同条第六十一号を次のように改める。

百七十二　削除

第二条第四十二号を同条第五十九号とし、同号の次に二号を加える改正規定中同条第六十一号を次のように改める。

六十一　削除

様式第一の記載要領第四号の表沖縄の金融業務特別地区における認定法人の所得の特別控除の項の次に次のように加える改正規定中認定研究開発事業法人等の課税の特例の項に係る部分を削る。

様式第二の記載要領第四号の表沖縄の金融業務特別地区における認定法人の連結所得の特別控除の項の次に次のように加える改正規定中連結法人である認定研究開発事業法人等の課税の特例の項に係る部分を削る。

附則第一条第二号を次のように改める。

二　第二条第百十九号を同条第百七十号とし、同号の次に二号を加える改正規定（同条第百七十号の次に二号を加える部分（第百七十一号に係る部分を除く。）に限る。）及び同条第四十二号を同条第五十九号とし、同号の次に二号を加える改正規定（同条第五十九号の次に二号を加える部分（第六十号に係る部分を除く。）に限る。）　平成二十四年一月二十五日

○財務省令第十号

所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）第百二十九条、法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）第五十六条及び第六十三条の二、所得税法施行令の一部を改正する政令（平成二十三年政令第三百七十八号）附則第二条第七項並びに法人税法施行令の一部を改正する政令（平成二十三年政令第三百七十九号）附則第三条第七項の規定に基づき、減価償却資産の耐用年数等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年一月二十五日

財務大臣　安住　淳

減価償却資産の耐用年数等に関する省令の一部を改正する省令

減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和四十年大蔵省令第十五号）の一部を次のように改正する。

第一条第四項第一号中「。以下同じ。」を削り、同項第三号中「区域（以下この条」を「区域（次号」に改め、同条第六項中「第二項」を「第二項第一号、第三号又は第四号」に、「以下」を「第八項において」に改め、同条に次の一項を加える。

9　法人税法施行令第百五十五条の六第二項及び第三項（個別益金額又は個別損金額の計算における届出等の規定の適用）の規定は、第二項第一号、第三号又は第四号の認定について準用する。

第三条第三項中「同項本文」を「同項」に、「第三号ハ（」を「第三号ハ若しくは第五項第一号（」に改める。

第五条第一項を次のように改める。

平成十九年四月一日以後に取得をされた減価償却資産の耐用年数に応じた償却率、改定償却率及び保証率は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める表に定めるところによる。

一　定額法（所得税法施行令第百二十条の二第一項第一号（減価償却資産の償却の方法）又は法人税法施行令第四十八条の二第一項第一号（減価償却資産の償却の方法）に規定する定額法をいう。次項において同じ。）の償却率　別表第八（平成十九年四月一日以後に取得をされた減価償却資産の定額法の償却率表）

二　定率法（所得税法施行令第百二十条の二第一項第二号ロ又は法人税法施行令第四十八条の二第一項第二号ロに規定する定率法をいう。次項及び第四項において同じ。）の償却率、改定償却率及び保証率　次に掲げる資産の区分に応じそれぞれ次に定める表

イ　平成二十四年三月三十一日以前に取得をされた減価償却資産　別表第九（平成十九年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの間に取得をされた減価償却資産の定率法の償却率、改定償却率及び保証率の表）

ロ　平成二十四年四月一日以後に取得をされた減価償却資産　別表第十（平成二十四年四月一日以後に取得をされた減価償却資産の定率法の償却率、改定償却率及び保証率の表）

第五条第二項中「定率法の償却率に」を「別表第九若しくは別表第十に定める定率法の償却率に」に改め、同条第四項中「別表第八」を「別表第九又は別表第十」に改め、「で、かつ、法人の事業年度が一年に満たない場合」を削り、「定率法の償却率」を「定率法の償却率に」に、「改定償却率」に改め、同条第五項中「月数は」を「月数は、」に改める。

第六条第一項中「別表第九」を「別表第十一」に改める。

別表第八を次のように改める。

別表第八　平成十九年四月一日以後に取得をされた減価償却資産の定額法の償却率表

耐用年数	償却率
年	
二	〇・五〇〇
三	〇・三三四
四	〇・二五〇
五	〇・二〇〇
六	〇・一六七
七	〇・一四三
八	〇・一二五
九	〇・一一二
一〇	〇・一〇〇
一一	〇・〇九一